

(別紙)

加賀市の地勢は砂浜、海蝕崖からなる海岸線とこの背後のマツ林・コナラ林を中心とした低丘陵地と、大聖寺川、動橋川の流域でこれより内陸のミズナラ林、スギ等の人工林が多く見られる山地に大別される。前記低丘陵地を北部地区とし、山地のうち、刈安山を中心とした部分を西部地区、それ以外を東部地区とした。

自然緑地保護地区の名称、区域、指定理由等

自然緑地保護地区の名称	加賀市北部自然緑地保護地区
自然緑地保護地区の区域等	<p>① 区域 新堀川河口左岸を起点とし上流へ進み柴山潟に至り、同所から柴山潟汀線を片山津温泉市街地沿いに進み八日市川河口左岸に至り、同所から八日市川左岸を上流に進み、JR北陸線との交点に至り、同所からJR北陸線を西へ進み大聖寺川右岸との交点に至り、同所から大聖寺川右岸を下流に進み大聖寺川河口右岸に至り、同所より海岸汀線を西北に進み起点に至る線に囲まれた区域</p> <p>② ①の区域のなかで行為の制限される土地 保護地区指定区域内の登記簿地目山林又は現況山林の土地</p> <p>③ ①のなかで除外される区域 加賀市自然環境保全条例第5条第1項に規定する区域及び都市計画法第8条第1項に規定する地域地区の区域</p>
自然緑地保護地区の指定の理由等	<p>① 指定理由 当該保護地区は、海岸砂丘につくられた風衝林に続く丘陵地及び台地とその周辺に連なる森林を主とする地域である。 当該地域の丘陵地及び台地等は、大聖寺市街地北部より片山津市街地東部にかけて穏やかな山容をもって周辺の市街地や集落を包み込むようにあり、本市の景観と地勢を特徴付けている。 また、市街地、集落の生活環境の保全や水害・土砂災害の防止機能、この地域に多く存する農業用貯水池等への水資源貯留等公益的機能の上でも重要な役割をもつ。更に人とのかかわり合いを経てつくられてきたいわゆる里山としての性格を残す森林も多く、多様で親しみのある自然形態と豊かな生態系を有している。 一方、近年、当該地域の一部においては、開発や土砂採取等の人為的改変により大規模な山容の変革や良好な自然環境の破壊がみられる。 市街地・集落の周辺に存する森林の自然景観の保全及び公益的機能の持続的発揮を維持することをもって、自然と調和し秩序ある都市形成を図るため当該地域を指定する。</p> <p>② 地区の植生概要 丘陵地の大部分はコナラ林、アカマツ林、モウソウチク林などの二次林や人工林が広い範囲を占めており、二次林の中にタブノキ、スダジイなどの自然林を構成する常緑広葉樹が混生している。アカマツ林はいわゆる松枯れによる枯死が進行しており、コナラ林やスダジイ林等に林相が交替してきている。柴山潟をはじめ、多くの溜池が点在し水生植物が豊富で湿生植物群が生育する。</p>

自然緑地保護地区の名称	加賀市西部自然緑地保護地区
自然緑地保護地区の区域等	<p>① 区域 大聖寺川河口左岸を起点とし、同所から大聖寺川左岸を上流に進み加賀市河南町と加賀市山中温泉中田町の字界との交点に至り、同所から加賀市河南町、日谷町、直下町の南側の字界に沿って南東へ進み刈安山頂上部へ至り、同所より加賀市と福井県との行政界を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>② ①の区域のなかで行為の制限される土地 保護地区指定区域内の登記簿地目山林又は現況山林の土地</p> <p>③ ①のなかで除外される区域 加賀市自然環境保全条例第5条第1項に規定する区域及び都市計画法第8条第1項に規定する地域地区の区域</p>
自然緑地保護地区の指定の理由等	<p>① 指定の理由 当該保護地区は、刈安山を主峰とする山地とこれより北面に続く丘陵地等からなり、大聖寺川支流の三谷川、熊坂川及び奥谷川等の流域の地域である。 当該地域の山地及び丘陵地は、本市西部の地勢の骨格を成し、当市平野部より眺望される富士写ヶ岳等と一体の景観を成し、緑豊かな加賀市を強く印象づけている。また、豊かな森林植生と土壌を有し雨水の地下浸透を促し優れた水源涵養、災害防止、生活環境の保全、豊かな生態系の保全、林産物の供給等の多面的機能を良好な姿で維持している。 本市の地勢の骨格を成す緑豊かな山地及び丘陵地とし、また森林のもつ多面的機能が持続的に発揮されるよう当該区域を指定する。</p> <p>② 地区の植生概要 山地からなり刈安山（547.7m）の北斜面までの400m前後の山地より丘陵地が緩やかな山なみに囲まれ続いている。刈安山山頂付近で見られるミズナラ林は、ブナ林の代償植生であるが、ブナ林に準ずる自然度の高い植生である。刈安山北面を中心とした沢沿いの斜面など広い範囲でスギ、ヒノキの植林がされている。</p>

<p>自然緑地保護地区の名称</p>	<p>加賀市東部自然緑地保護地区</p>
<p>自然緑地保護地区の区域等</p>	<p>① 区域 大聖寺川右岸と国道8号加賀大橋の交点を起点とし、同所から国道8号を東に進み小松市との行政界に至り、同所から加賀市と小松市の行政界を南に進み鞍掛山・後山（通称）の頂上部に至り、同所から加賀市塔尾町、須谷町、桂谷町、別所町の南側の字界に沿って西に進み大聖寺川右岸との交点に至り、同所から加賀市別所町の西側の字界に沿って北へ進み加賀市別所町と加賀市山中温泉二天町との字界及び大聖寺川右岸との交点に至り、同所から大聖寺川を下り起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>② ①の区域のなかで行為の制限される土地 保護地区指定区域内の登記簿地目山林又は現況山林の土地</p> <p>③ ①のなかで除外される区域 加賀市自然環境保全条例第5条第1項に規定する区域及び都市計画法第8条第1項に規定する地域地区の区域</p>
<p>自然緑地保護地区の指定の理由等</p>	<p>① 指定の理由 当該保護地区は、特徴ある山容をもち登山等を通じ多くの市民に親しまれる鞍掛山をはじめとする山地とこれより北側に連なる丘陵地からなり、動橋川及びその支流河川の流域の地域である。 当該地域の山地及び丘陵地は本市東部の地勢の骨格を成し、本市平野部より遠望される白山連邦や大日山等と重なり合う奥行きのある景観を成し、緑豊かな加賀市をより強く印象づけている。また、豊かな森林植生と土壌を有し雨水の地下浸透を促がし優れた水源涵養、災害防止、生活環境の保全、豊かな生態系の保全、林産物の供給等の多面的機能を比較的良好な姿で維持している。 加賀市の地勢の骨格を成す緑豊かな山地及び丘陵地とし、また森林のもつ多面的機能が持続的に発揮されるよう当該区域を指定する。</p> <p>② 地区の植生概要 山地からなり、当地区の最高峰の鞍掛山（477.7m）の北西斜面と東谷口、山代地区の丘陵地、山地の谷沿いにはスギ、ヒノキの植林地、モウソウチク林、尾根筋にはアカマツ林、コナラ林などが広い範囲を占めている。アカマツ林は松枯れによる枯死が進行しており、林相が交替してきている。</p>